損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

８　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

９～11　［略］

第２　［略］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意２⒁に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

⑶　［略］

損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［加える。］

［加える。］

７～９　［同左］

第２　［同左］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意２⒀に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

⑶　［同左］